



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 516 和歌山県伊都総合庁舎空調設備保守点検業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (管財課)
- 517 地籍調査の成果の認証 (地域づくり課)
- 518 " (")
- 519 " (")
- 520 " (")
- 521 " (")
- 522 " (")
- 523 " (")
- 524 " (")
- 525 " (")
- 526 " (")
- 527 " (")
- 528 " (")
- 529 " (")
- 530 " (")
- 531 " (")
- 532 " (")
- 533 " (")
- 534 " (")
- 535 " (")
- 536 " (")
- 537 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止 (障害福祉課)
- 538 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (")
- 539 " (")
- 540 " (")
- 541 清算法人みなべ平野土地改良区の役員の退任 (農業農村整備課)
- 542 清算法人みなべ平野土地改良区の清算人の退任 (")
- 543 川辺町周辺土地改良区の役員の住所変更 (")
- 544 県営土地改良事業計画の決定 (")
- 545 " (")
- 546 県営緊急生産調整推進排水対策特別事業の工事了 (")

- 547 外海を根拠地とする小型機船底引き網漁業の許可又は起業の認可の申請すべき期間 (資源管理課)
- 548 道路の位置の指定 (都市政策課)
- 549 公有水面埋立ての免許の出願 (港湾整備課)
- 550 昭和33年和歌山県告示第323号(海岸法第3条第1項の規定に基づく海岸保全区域の指定)の一部改正 (")

○ 公告

- 入札公告 (管財課)

告 示

和歌山県告示第516号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、和歌山県伊都総合庁舎空調設備保守点検業務委託に係る一般競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年4月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 競争入札に付する業務の名称
和歌山県伊都総合庁舎空調設備保守点検業務
- 2 競争入札参加者の資格
この競争入札に参加することができる者は、平成20年4月4日(金)現在において、次の要件を満たしている者とする。
(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
(4) 国税、県税及び市町村民税に未納がない者であること。
(5) 和歌山県内に本社、本店又は営業所を有する者であること。
(6) 直近5年以内において本委託業務と同様かつ同規模以上の業務請負契約又は業務委託契約を結び、当該業務を良好に行った実績がある者であること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
(1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
ア 競争入札参加資格審査申請書

<p>イ 営業概要書</p> <p>ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)</p> <p>エ 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)</p> <p>オ 使用印鑑届</p> <p>カ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で提出日において、発行後3か月を経過していないもの</p> <p>(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税</p> <p>(イ) 和歌山県が課する県税全税目</p> <p>(ウ) 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税(県・市町村民税)</p> <p>(エ) 法人にあっては、法人市町村民税(営業所又は支店の長に県との取引を委任する法人にあっては、当該営業所又は支店の所在する市町村が課する法人市町村民税)</p> <p>キ 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し)</p> <p>ク 誓約書</p> <p>ケ 2の(6)に掲げる業務に係る契約書の写し</p> <p>コ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)</p> <p>サ 申告書</p> <p>シ 業務管理届</p> <p>(2)(1)のイからクまでに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う競争入札等参加資格申請の審査を経て、現に有効な競争入札等参加資格登録(認定)通知書を交付されている者については、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。</p> <p>(3)(1)のア、イ、オ、ク及びコからシに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、仕様書及びこれらの申請用紙は、平成20年4月4日(金)から平成20年4月18日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時までの間に5に掲げる場所で配布を行う。</p> <p>(4)(1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成20年4月18日(金)までの間に和歌山県伊都振興局総務企画室に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。</p> <p>4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所 平成20年4月14日(月)から平成20年4月18日(金)までの休日を除く日の午前9時から午後5時までの間、5に掲げる場所で受け付ける。</p> <p>5 資格審査申請書類の配布場所</p>	<p>和歌山県伊都振興局総務企画室総務管理グループ 和歌山県橋本市市脇4丁目5番8号 和歌山県伊都総合庁舎2階 郵便番号 648-8541 電話番号 0736-33-5004(直通) ファクシミリ番号 0736-33-4914</p> <p>6 資格審査の結果の通知 資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成20年4月24日(木)までに通知する。</p> <p>7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明</p> <p>(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。</p> <p>(2) (1)の説明は、平成20年5月7日(水)までに書面により求めるものとする。</p> <p>(3) (2)の書面は、持参又は配達記録郵便により提出するものとする。</p> <p>(4) 説明については、平成20年5月9日(金)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。</p> <p>(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。</p> <hr/> <p>和歌山県告示第517号</p> <p>和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。</p> <p>平成20年4月4日</p> <p style="text-align: right;">和歌山県知事 仁坂吉伸</p> <p>1 調査を行った者の名称 和歌山県伊都郡かつらぎ町</p> <p>2 調査を行った時期 平成18年5月2日から平成20年1月23日まで</p> <p>3 成果の名称 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬の一部地区の地籍図及び地籍簿</p> <p>4 調査を行った地域 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬の一部地区</p> <p>5 認証年月日 平成20年3月26日</p> <hr/> <p>和歌山県告示第518号</p> <p>和歌山県伊都郡九度山町大字北又の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。</p> <p>平成20年4月4日</p> <p style="text-align: right;">和歌山県知事 仁坂吉伸</p>
--	---

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡九度山町
- 2 調査を行った時期
平成18年5月25日から平成20年1月9日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡九度山町大字北又の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡九度山町大字北又の一部地区
- 5 認証年月日
平成20年3月26日

和歌山県告示第519号

和歌山県伊都郡九度山町大字上古沢・大字笠木の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年4月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡九度山町
- 2 調査を行った時期
平成18年5月25日から平成20年1月10日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡九度山町大字上古沢・大字笠木の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡九度山町大字上古沢・大字笠木の各一部地区
- 5 認証年月日
平成20年3月26日

和歌山県告示第520号

和歌山県東牟婁郡古座川町大字真砂の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年4月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡古座川町
- 2 調査を行った時期
平成18年5月2日から平成20年1月17日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡古座川町大字真砂の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域

和歌山県東牟婁郡古座川町大字真砂の一部地区

- 5 認証年月日
平成20年3月26日

和歌山県告示第521号

和歌山県和歌山市江南・松原の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年4月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
平成18年6月1日から平成20年1月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市江南・松原の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市江南・松原の各一部地区
- 5 認証年月日
平成20年3月26日

和歌山県告示第522号

和歌山県有田市宮原町滝川原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年4月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田市
- 2 調査を行った時期
平成18年5月1日から平成20年2月8日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田市宮原町滝川原の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田市宮原町滝川原の一部地区
- 5 認証年月日
平成20年3月26日

和歌山県告示第523号

和歌山県有田市糸我町中番の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

<p>平成20年4月4日</p> <p style="text-align: right;">和歌山県知事 仁坂吉伸</p> <p>1 調査を行った者の名称 和歌山県有田市</p> <p>2 調査を行った時期 平成18年5月1日から平成20年2月8日まで</p> <p>3 成果の名称 和歌山県有田市糸我町中番の一部地区の地籍図及び地籍簿</p> <p>4 調査を行った地域 和歌山県有田市糸我町中番の一部地区</p> <p>5 認証年月日 平成20年3月26日</p>	<p>和歌山県紀の川市貴志川町岸宮の一部地区</p> <p>5 認証年月日 平成20年3月26日</p>
<p>和歌山県告示第524号</p> <p>和歌山県橋本市彦谷の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。</p> <p style="text-align: center;">平成20年4月4日</p> <p style="text-align: right;">和歌山県知事 仁坂吉伸</p> <p>1 調査を行った者の名称 和歌山県橋本市</p> <p>2 調査を行った時期 平成17年4月15日から平成19年9月20日まで</p> <p>3 成果の名称 和歌山県橋本市彦谷の一部地区の地籍図及び地籍簿</p> <p>4 調査を行った地域 和歌山県橋本市彦谷の一部地区</p> <p>5 認証年月日 平成20年3月26日</p>	<p>和歌山県告示第526号</p> <p>和歌山県紀の川市貴志川町西山の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。</p> <p style="text-align: center;">平成20年4月4日</p> <p style="text-align: right;">和歌山県知事 仁坂吉伸</p> <p>1 調査を行った者の名称 和歌山県紀の川市</p> <p>2 調査を行った時期 平成18年4月28日から平成20年1月18日まで</p> <p>3 成果の名称 和歌山県紀の川市貴志川町西山の一部地区の地籍図及び地籍簿</p> <p>4 調査を行った地域 和歌山県紀の川市貴志川町西山の一部地区</p> <p>5 認証年月日 平成20年3月26日</p>
<p>和歌山県告示第525号</p> <p>和歌山県紀の川市貴志川町岸宮の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。</p> <p style="text-align: center;">平成20年4月4日</p> <p style="text-align: right;">和歌山県知事 仁坂吉伸</p> <p>1 調査を行った者の名称 和歌山県紀の川市</p> <p>2 調査を行った時期 平成17年4月25日から平成19年3月12日まで</p> <p>3 成果の名称 和歌山県紀の川市貴志川町岸宮の一部地区の地籍図及び地籍簿</p> <p>4 調査を行った地域</p>	<p>和歌山県告示第527号</p> <p>和歌山県田辺市上三栖の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。</p> <p style="text-align: center;">平成20年4月4日</p> <p style="text-align: right;">和歌山県知事 仁坂吉伸</p> <p>1 調査を行った者の名称 和歌山県田辺市</p> <p>2 調査を行った時期 平成18年5月1日から平成20年1月30日まで</p> <p>3 成果の名称 和歌山県田辺市上三栖の一部地区の地籍図及び地籍簿</p> <p>4 調査を行った地域 和歌山県田辺市上三栖の一部地区</p> <p>5 認証年月日 平成20年3月26日</p> <p>和歌山県告示第528号</p> <p>和歌山県田辺市上野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。</p> <p style="text-align: center;">平成20年4月4日</p>

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成18年5月1日から平成20年2月13日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市上野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市上野の一部地区
- 5 認証年月日
平成20年3月26日

和歌山県告示第529号

和歌山県田辺市中辺路町近露の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成20年4月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成18年5月1日から平成20年1月22日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市中辺路町近露の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市中辺路町近露の一部地区
- 5 認証年月日
平成20年3月26日

和歌山県告示第530号

和歌山県田辺市中辺路町高原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成20年4月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成18年5月1日から平成20年1月22日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市中辺路町高原の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市中辺路町高原の一部地区

- 5 認証年月日
平成20年3月26日

和歌山県告示第531号

和歌山県日高郡日高川町大字滝頭の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成20年4月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
平成18年7月28日から平成20年2月5日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字滝頭の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字滝頭の一部地区
- 5 認証年月日
平成20年3月26日

和歌山県告示第532号

和歌山県田辺市稲成町の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成20年4月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成18年5月1日から平成20年2月14日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市稲成町の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市稲成町の一部地区
- 5 認証年月日
平成20年3月26日

和歌山県告示第533号

和歌山県田辺市本宮町野竹の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成20年4月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

<p>1 調査を行った者の名称 和歌山県田辺市</p> <p>2 調査を行った時期 平成17年4月20日から平成20年2月6日まで</p> <p>3 成果の名称 和歌山県田辺市本宮町野竹の一部地区の地籍図及び地籍簿</p> <p>4 調査を行った地域 和歌山県田辺市本宮町野竹の一部地区</p> <p>5 認証年月日 平成20年3月26日</p>	<p>1 調査を行った者の名称 和歌山県有田郡広川町</p> <p>2 調査を行った時期 平成18年4月28日から平成20年2月15日まで</p> <p>3 成果の名称 和歌山県有田郡広川町大字前田の一部地区の地籍図及び地籍簿</p> <p>4 調査を行った地域 和歌山県有田郡広川町大字前田の一部地区</p> <p>5 認証年月日 平成20年3月26日</p>
---	---

和歌山県告示第534号

和歌山県田辺市本宮町蓑尾谷の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年4月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第536号

和歌山県伊都郡高野町大字高野山の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年4月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市

2 調査を行った時期
平成17年4月20日から平成20年2月6日まで

3 成果の名称
和歌山県田辺市本宮町蓑尾谷の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域
和歌山県田辺市本宮町蓑尾谷の一部地区

5 認証年月日
平成20年3月26日

1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡高野町

2 調査を行った時期
平成18年5月1日から平成20年2月22日まで

3 成果の名称
和歌山県伊都郡高野町大字高野山の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡高野町大字高野山の一部地区

5 認証年月日
平成20年3月26日

和歌山県告示第535号

和歌山県有田郡広川町大字前田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年4月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第537号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成20年4月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012200105	中辺路白百合学園	田辺市中辺路町小皆74	旧知的障害者入所更生施設	社会福祉法人中辺路白百合学園	田辺市中辺路町小皆74	平成20.3.31
	中辺路白百合学園	田辺市中辺路町小皆74	短期入所	社会福祉法人中辺路白百合学園	田辺市中辺路町小皆74	平成20.3.31

和歌山県告示第538号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項

の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成20年4月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定期限	指定の有効期限
3011800160	岩出サンワーク	岩出市西国分605-2	就労継続支援B型	精神障害	特定非営利活動法人岩出サンワーク	岩出市西国分605-2	平成20.4.1	平成26.3.31

和歌山県告示第539号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成20年4月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定期限	指定の有効期限
3012200105	中辺路白百合学園	田辺市中辺路町小皆74	生活介護	知的障害者	社会福祉法人中辺路白百合学園	田辺市中辺路町小皆74	平成20.4.1	平成26.3.31
			施設入所支援					
			短期入所	知的障害者障害児				

和歌山県告示第540号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成20年4月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定期限	指定の有効期限
3010120255	訪問介護事業所ありがとう	和歌山市上野417-11	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者	株式会社希望	和歌山市上野417-11	平成20.4.1	平成26.3.31
3012250084	サザンクロスたなべ	田辺市湊1609-20	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 精神障害者	有限会社サザンクロス	有田市野699	平成20.4.1	平成26.3.31
3012520064	串本タクシー指定訪問介護事業所	東牟婁郡串本町串本1804	居宅介護	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者	串本タクシー株式会社	東牟婁郡串本町串本1804	平成20.4.1	平成26.3.31

和歌山県告示第541号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、清算法人みなべ平野土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成20年4月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

退任した役員

職名 氏名 住所
 監事 池本宏一 日高郡みなべ町東吉田250番地
 監事 岡崎光雄 日高郡みなべ町熊岡250番地6

出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により、公告する。

平成20年4月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

退任した清算人

氏名 住所
 谷清 日高郡みなべ町東吉田473番地
 内本田鶴男 日高郡みなべ町晩稲1400番地
 関和一 日高郡みなべ町晩稲1451番地
 松本秀夫 日高郡みなべ町筋896番地2
 團栗敏夫 日高郡みなべ町熊岡120番地
 武田光央 日高郡みなべ町徳蔵229番地内第1

和歌山県告示第542号

清算法人みなべ平野土地改良区の清算人が退任した旨届

岩橋庄治 日高郡みなべ町埴田28番地
 片岡建二 日高郡みなべ町芝484番地
 前田信治 日高郡みなべ町気佐藤413番地

和歌山県告示第543号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、川辺町周辺土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成20年4月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

役員の住所変更

職名 理事

氏名 八田啓

変更前の住所 日高郡日高川町大字小熊3288番地

変更後の住所 日高郡日高川町大字小熊3265番地1

和歌山県告示第544号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営ため池等整備事業糸我町新池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定によりこの旨を公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成20年4月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 縦覧に供する書類 県営ため池等整備事業糸我町新池地区の土地改良事業計画書の写し
- 縦覧の期間 平成20年4月7日から平成20年5月7日まで
- 縦覧場所 和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、有田振興局及び有田市役所

和歌山県告示第545号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営ため池等整備事業谷池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定によりこの旨を公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成20年4月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 縦覧に供する書類 県営ため池等整備事業谷池地区の土地改良事業計画書の写し
- 縦覧の期間 平成20年4月7日から平成20年5月7日まで
- 縦覧場所 和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、有田振興局及び有田川町役場

和歌山県告示第546号

県営緊急生産調整推進排水対策特別事業につきその工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成20年4月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 事業名 県営緊急生産調整推進排水対策特別事業南部南部川地区
- 確定年月日 平成19年5月24日
- 工事を完了した時期 平成20年1月17日

和歌山県告示第547号

和歌山県漁業調整規則(平成17年和歌山県規則第67号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、外海(瀬戸内海以外の海域をいう。)を根拠地とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可の申請すべき期間を平成20年4月4日から平成20年4月13日までと定めたので、同条第3項の規定により告示する。

平成20年4月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第548号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成20年4月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 住所 氏名	指定 年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2967	海南市大野中字春日山1056番16の一部	和歌山市新生町2番5号 東不動産株式会社 代表取締役 東行男	平成 20.3.27	6.00	56.23

和歌山県告示第549号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定により、同項に規定する書面及び関係図書を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課、東牟婁振興局新宮建設部及び新宮市役所において、告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

なお、この埋立てに関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日まで、和歌山県知事に意見書を提出することができる。

平成20年4月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 埋立免許出願人
 - (1)所在地 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
 - (2)名称 和歌山県
 - (3)代表者住所 和歌山県和歌山市東高松四丁目6番7号

<p>(4) 代表者氏名 和歌山県知事 仁坂吉伸</p> <p>2 埋立区域</p> <p>(1) 位置 和歌山県新宮市三輪崎一丁目2891番地、和歌山県新宮市字鈴島2870-1番地及び和歌山県新宮市字久嶋2868-1番地の地先公有水面</p> <p>(2) 区域 次の各地点を順次結んだ線及び①の地点と⑥の地点を結ぶ平成19年春分の満潮位(DL+2.10メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域</p> <p>①の地点 基準点 新宮港北防波堤北灯台(北緯33度40分36.60秒、東経135度59分20.70秒)から26度17分07秒672.80メートルの地点</p> <p>②の地点 ①の地点から270度32分04秒26.50メートルの地点</p> <p>③の地点 ②の地点から00度32分05秒70.00メートルの地点</p> <p>④の地点 ③の地点から90度32分02秒15.60メートルの地点</p> <p>⑤の地点 ⑥の地点から00度32分05秒30.00メートルの地点</p> <p>⑥の地点 ⑤の地点から90度32分03秒19.38メートルの地点</p> <p>(3) 面積 2,659.79平方メートル</p>	<p>5 出願年月日 平成20年2月15日</p>
<p>3 埋立てに関する工事の施行区域</p> <p>(1) 位置 和歌山県新宮市三輪崎一丁目2891番地、和歌山県新宮市字鈴島2870-1番地及び和歌山県新宮市字久嶋2868-1番地の地先公有水面</p> <p>(2) 区域 次の各地点を順次結んだ線及び(a)の地点と(b)の地点を結ぶ平成19年春分の満潮位(DL+2.10メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域</p> <p>(a)の地点 基準点 新宮港北防波堤北灯台(北緯33度40分36.60秒、東経135度59分20.70秒)から26度30分46秒585.10メートルの地点</p> <p>(b)の地点 (a)の地点から270度32分05秒140.49メートルの地点</p> <p>(c)の地点 (b)の地点から00度32分06秒180.00メートルの地点</p> <p>(d)の地点 (c)の地点から90度32分06秒184.98メートルの地点</p> <p>(3) 面積 31,058.35平方メートル</p> <p>4 埋立地の用途 漁港施設用地</p>	<p>和歌山県告示第550号</p> <p>昭和33年和歌山県告示第323号(海岸法第3条第1項の規定に基づく海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正する。</p> <p>平成20年4月4日</p> <p>和歌山県知事 仁坂吉伸</p> <p>第8項を次のように改める。</p> <p>8 小引漁港海岸</p> <p>(1) 海岸の名称 和歌山県紀伊水道東沿岸小引漁港海岸小引地区海岸</p> <p>(2) 指定場所 和歌山県日高郡由良町小引地先</p> <p>(3) 点の位置 基点</p> <p>1 北緯33度59分03秒5434 東経135度05分26秒3199の地点</p> <p>2 北緯33度59分01秒5202 東経135度05分29秒3164の地点</p> <p>3 北緯33度58分59秒0326 東経135度05分29秒9489の地点</p> <p>4 北緯33度58分54秒5436 東経135度05分26秒9318の地点</p> <p>5 北緯33度58分50秒6594 東経135度05分22秒6459の地点</p> <p>6 北緯33度58分52秒8722 東経135度05分20秒2101の地点</p> <p>(4) 指定区域 1から6までの各点を順次結んだ線及び6と1を結んだ線により囲まれた区域</p>
<p>公 告</p>	
<p style="text-align: center;">入 札 公 告</p> <p>和歌山県伊都総合庁舎空調設備保守点検業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。</p> <p>平成20年4月4日</p> <p style="text-align: right;">和歌山県知事 仁坂吉伸</p> <p>1 一般競争入札に付する事項</p> <p>(1) 業務年度及び業務番号 平成20年度 伊総委 第1号</p> <p>(2) 業務の名称 和歌山県伊都総合庁舎空調設備保守点検業務</p> <p>(3) 業務の仕様等</p>	

仕様書による。

(4) 業務の場所

和歌山県伊都総合庁舎

(5) 契約期間

契約日から平成21年3月31日（火）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成20年和歌山県告示第516号に規定する和歌山県伊都総合庁舎空調設備保守点検業務の競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

橋本市市脇4丁目5番8号

和歌山県伊都総合庁舎2階

和歌山県伊都振興局総務企画室総務管理グループ

(2) 期間

平成20年4月4日（金）から平成20年4月18日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

4 入札説明書等を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) (1) 及び (2) の規定により交付する仕様書等に対して質問がある者は、平成20年4月18日午後5時までの間に和歌山県伊都振興局総務企画室に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

橋本市市脇4丁目5番8号

和歌山県伊都総合庁舎1階 入札室

イ 入札日時

平成20年5月13日（火）午後2時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参すること。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落

札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県伊都振興局総務企画室の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同値の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときはこの者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県伊都振興局総務企画室の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札

がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

(6) 郵便、電信による入札は認めないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

和歌山県伊都振興局総務企画室総務管理グループ

(2) 所在地

橋本市市脇4丁目5番8号

和歌山県伊都総合庁舎2階

郵便番号 648-8541

電話番号 0736-33-5004(直通)

ファクシミリ番号 0736-33-4914